

令和2年9月10日

保護者の皆様

亘理町教育委員会

冬季休業期間の変更について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本町の教育行政にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。また、コロナウイルス感染対策を講じながら、お子さんの健康管理ならびに安全管理に十分にご配慮いただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

さて、3月から5月までの3か月間の臨時休業期間の学習について、指導時数を確保するために、町内統一で夏休みを短縮し、各校で1日の授業時数を増やしたり、学習内容の精選を図ったりするなどの対策を講じてまいりました。こうした対策等により、町内全ての小・中学校において、2学期末には、例年と同様の進度で学習を終了する見通しですが、習熟のための時間が十分とは言えない状況です。

つきましては、学習内容の更なる定着を図るための補充指導の時間確保のために、冬季休業期間を下記のとおりとしますことをお知らせいたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、予定を変更する場合がございます。その際には改めてご連絡いたします。

記

1 冬季休業期間の変更について

(変更前)	12月24日(木)	～	1月7日(木)
(変更後)	<u>12月24日(木)</u>	～	<u>1月4日(月)</u>
	※ 第2学期終業式	12月23日(水)	
	※ 第3学期始業式	1月5日(火)	

2 その他

- (1) お子さんや同居する御家族がPCR検査を受ける場合には、感染拡大予防の観点から、学校に御連絡ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策にあたって、以下の点に留意していただくことを、引き続きお子さんにお声掛けくださいますようお願いいたします。

- ◆咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ◆風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ◆集団感染を避けるため、「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」には行かないようにすること。

担当 亘理町教育委員会教育総務課  
電話 0223-34-0509